



まっかり

議会だより

第 181 号

令和 4 年 8 月号

発行／真狩村議会

編集／議会広報編集委員会

御保内小学校最後の運動会（令和 5 年度より統合）



<主な内容>

令和 4 年第 2 回定例会

- ・ 行政報告…………… 2
- ・ 一般質問…………… 9
- ・ 審議結果…………… 11

2

令和 4 年第 3 回臨時会

総務産業常任委員会

議会活動

14

15

20

令和4年第2回定例村議会

定例会の概要

令和4年第2回定例村議会は、6月16日に招集され、会期を2日間と決めた後、村長の行政報告、教育長の教育行政報告、1名の議員による1項目の一般質問、繰越計算書に係る報告4件、人事に係る同意1件、条例の一部改正4件、組合規約の変更3件、一般会計及び特別会計補正予算4件、財産の無償譲渡1件、発議5件を審議し、いずれも原案のとおり可決し、1日間で全て終了したため、16日に閉会しました。

行政報告

岩原村長

アフターコロナに向け、各種施策を展開！

令和3年度各会計決算状況

令和3年度の予算現額は、全会計で37億4614万1千円となり、これに対する歳入決算額は36億9898万9502円、収入率は98.74%、歳出決算額は36億1658万3989円、執行率は96.54%となりました。

一般会計の歳入決算額は31億9018万4153円、歳出決算額は31億1694万8809円で、差引額は7323万5344円となり、繰越明許費にも令和4年度に繰り越す一般財源がないため、実質収支は同額となります。

国民健康保険事業特別会計は、北海道が保険者として運営を担う中、村民の健康保持と保険給付を行い、医療保障の充実に努めるなど国保財政の健全化に努めました。

国民健康保険診療所事業特別会計は、超音波診断装置の更新や上部消化管スコープの増設を行うなど、住民が安心して受診できる環境づくりに努めました。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の健康保

持と増進のため、健全な医療給付を進めるなど、北海道後期高齢者医療広域連合と協力し、適切な制度運営に努めました。

簡易水道事業特別会計は、安全で良質な水を安定的に供給し、村民の健康で豊かな生活環境の向上を図るため、見晴、緑岡地区の配水管布設替えや量水器取替え工事を実施するなど簡易水道施設の適正な維持管理に努めました。歳入歳出差引で395万4833円の残額となりますが、継続費による翌年度に繰越すべき財源が7万3285円あり、その額を控除した額388万1548円が実質収支となります。

公共下水道事業特別会計は、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、浄化センターや下水道管などの適正な維持管理に努めました。歳入歳出差引で312万6889円の残額となりますが、翌年度に繰越すべき財源が繰越明許費7万6000円、継続費5万6337円あるため、その額を控除した額299万4552円が実質収支となります。

各会計決算の概要は、次の表のとおりです。それぞれ差引額は、翌年度へ繰り越しました。

議会は公開が原則です！

公民館図書室に会議録の写しを置いてありますのでご覧下さい。

■令和3年度 真狩村各会計決算の概要

(単位：円)

会計区分	予算現額 (最終予算額) (A)	歳入決算額 (B)	収入率	歳出決算額 (C)	執行率	歳入歳出 差引額
			(B) / (A) (%)		(C) / (A) (%)	
一 般 会 計	3,199,565,000	3,190,184,153	99.71	3,116,948,809	97.42	73,235,344
令和3年度予算分	3,106,671,000	3,097,291,153	99.70	3,025,914,387	97.40	71,376,766
令和2年度からの繰越明許分	92,894,000	92,893,000	100.00	91,034,422	98.00	1,858,578
国民健康保険事業特別会計	125,588,000	126,813,633	100.98	124,763,586	99.34	2,050,047
診療所事業特別会計	27,844,000	27,688,468	99.44	27,688,468	99.44	0
後期高齢者医療特別会計	35,635,000	32,823,223	92.11	32,784,823	92.00	38,400
簡易水道事業特別会計	198,681,000	200,620,544	100.98	196,665,711	98.99	3,954,833
公共下水道事業特別会計	158,828,000	120,859,481	76.09	117,732,592	74.13	3,126,889
総 計	3,746,141,000	3,698,989,502	98.74	3,616,583,989	96.54	82,405,513

農作物の生育状況

本年度の融雪期は昨年より4日程度遅く、平年並みの4月20日頃となりました。3月上旬までは積雪が多い状況でしたが、中旬以降は天候に恵まれたことから融雪が進み、春人参は順調に収穫が進みました。しかし、品質面では昨年の根雪が遅かったこともあり、肥大が進んだため太物が多い状況となり、販売面でも野菜が全般的な消費の落ち込みにより、安価で推移していたことから、加工需要も飽和状態にあり非常に苦しい状況となりました。

春耕作業は天候に恵まれたことから植付け作業など順調に進みましたが、5月上旬まで強風や夜間の低温、降雨不足などにより発芽が遅れました。

グリーンアスパラは、昨年同様に低温や強風、地区により霜被害などもあり遅れておりまし

たが、5月上旬以降の気温の上昇に伴い、共選が昨年より早く5月9日からの開始となりました。昨年は過去にない減収となりましたが、本年は昨年蓄積された養分が多かったこともあり、収量は増えております。

今後の見通しは、近年6月以降は長雨になりやすい傾向から、生育の遅れや病気などが懸念されますが、十分な施肥管理や適期防除に努め、豊穡の秋が迎えられるよう期待します。



▲春の農作業



■農作物の作況

(R4. 6. 1現在 後志農業改良普及センター調べ)

作物名	作物の生育状況	摘要
馬鈴しょ	萌芽期は平年並みである。 植付けは平年より1日早く終了した。	植付始：4/30 植付終：5/22
てん菜	移植は平年より1日遅く終了した。 生育は5月の少雨の影響により、やや停滞気味である。 直播の生育は平年並みである。	移植始：4/29 移植終：5/17
小豆	播種作業は平年より1日遅れている。	播種始：5/22 播種期：5/29
大豆	播種作業は平年並みに進んでいる。	播種始：5/18 播種期：5/25
秋播小麦	草丈、茎数は平年並みである。 止葉期は平年に比べ1日早くなった。	起生期：4/13 幼穂形成期：5/4 止葉期：5/27
大根	播種作業は計画どおり進んでいる。 生育は、順調である。	
人参	播種作業は計画よりやや早く進んでいる。 出芽は順調だが、生育は5月中旬の少雨によりやや遅れている。 春まき作型（4月下旬まき）1～1.5葉期 晩春まき作型（5月上旬まき）子葉展開～1葉期	
ゆり根	春植え、秋植え作型ともに萌芽期は平年並みである。 春植え作型：萌芽期5/23 秋植え作型：萌芽期5/20	
アスパラガス	真狩共選場は、5月9日から選果が稼働した。 共選出荷数量は2～3t/日で平年よりやや少ない。 規格はL・Mが中心で、価格はLで1,000円/kgで平年より安い。	
牧草	生育は平年並みである。	

観光客の入込み状況

令和3年度、道内の上半期の観光入込み数は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により記録的な減少となった昨年同期と比べ23万人の増加となりましたが、感染症拡大前の令和元年度との比較ではおおむね6割の水準となりました。また、入国拒否措置等の影響から、昨年度に引き続き外国人観光客はありませんでした。

当村全体の入込み総数においても66万1965人、前年度対比89.4%と1割以上の減少となり

ました。

羊蹄山自然公園は、緊急事態宣言による感染症対策としてキャンプ場を2度にわたり閉鎖したため、キャンプ場利用者数は前年度対比70.4%、羊蹄山自然公園全体でも前年度対比75.2%と、大幅な減少となりました。

まっかり温泉利用者数の前年度対比は104.5%、コテージ利用者数の前年度対比は117.8%、マッカリーナ利用者数の前年度対比は100.7%となるなど、感染症の影響を大きく受けた昨年からは増加傾向にあります。感染症以前までには回復していない状況です。

フラワーセンターも、利用者数の前年度対比

が93.7%と減少しました。令和4年度からは新たな指定管理者に運営をお願いしており、多彩なイベントの実施や、消費者ニーズの把握など、新たな運営に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

湧水利用者は前年度比85.9%と大幅な減少となりましたが、パークゴルフ場やその他の施設の利用状況は、おおむね増加傾向となりました。また、イベント入込数は昨年同様に大型イベントが中止となり前年度対比43.0%となり

ました。なお、ほくほく祭りは中止となりましたが、代替イベントとしてほくほく抽選会を実施しております。

新型コロナウイルス感染症対策は、徐々に制限が緩やかになっておりますが、感染症の拡大を防ぐためには個々の予防行動が必要となることから、「新北海道スタイル」を確立し、地域交流の活性化を図る必要があると考えております。

各施設の入込み数は、次のとおりです。

■令和3年度 真狩村観光客入込み状況

(単位：人)

施設名	森林学習 展示館	キャンプ場	羊蹄山 登山	園地ほか 施設	羊蹄山自 然公園計	まっかり 温泉	世界のユリ園	
								コテージ宿泊
3年度	5,201	8,230	4,367	8,360	26,158	59,846	20,310	1,499
前年度	5,955	11,692	4,519	12,603	34,769	57,243	24,273	1,272
前年対比	87.3%	70.4%	96.6%	66.3%	75.2%	104.5%	83.7%	117.8%

マッカリーナ	フラワー センター	パーク ゴルフ場	細川たかし 記念像	湧水 (横内観光)	その他 宿泊施設	イベント	合計	【参考】 訪日外国人 宿泊者
6,336	106,787	3,840	29,378	397,822	11,297	191	661,965	0
6,292	114,023	3,501	27,840	463,153	8,237	444	740,317	0
100.7%	93.7%	109.7%	105.5%	85.9%	137.1%	43.0%	89.4%	0.0%

新型コロナウイルス感染症対策

2022年5月20日、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されたことを受け、新型コロナワクチンの4回目接種を行うこととなりました。村では3回目接種を終了した日から5か月以上経過した60歳以上の方、18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方や重症化リスクが高いと医師に認められた方に対し、7月より順次実施していきます。なお、59歳以下の方には、意向調査を行った後、接種日をお知らせいたします。海外では、4回目接種により重症化予防効果が低下せず維持されてい

ることが報告されていますので、再拡大防止のためにもワクチン接種にご協力願います。

また、ワクチンの種類は、ファイザー社またはモデルナ社製となりますが、有効期限による廃棄が生じないように接種するため、実施日や希望するワクチンにご協力いただきますようお願いいたします。



まっかり保育所の統合後の活動

認定こども園まっかり保育所では、4月から御保内へき地保育所の園児12名を受け入れて、新たな気持ちで運営をスタートしております。12名の園児たちは、たくさんのお友達を前にとまどう姿も見られましたが、時間の経過とともに、みんなと楽しく遊べるようになり、今では周囲のお友達や保育士にも慣れてきています。また、これまでのへき地保育所では出来なかった、保育時間の延長や一時預かりなどの保

育サービスにより、新たな育児支援を提供できるようになりました。

保育所では、社会福祉協議会と連携した苗植えから収穫までを行う食育教室や、真狩高校生との交流活動、外国人英語指導助手による英語教室なども開催され、集団生活の中で様々な経験を通して園児たちの自立心を育むことを目指しており、これからも、子どもの主体性を尊重し、自発的に活動する力を育てるとともに、保護者や地域から信頼される保育所運営に努めてまいります。

クマの出没の対応

クマの出没につきましては、ゴールデンウィーク後半から足跡や糞などの痕跡の情報が寄せられ、5月23日には市街地付近でも足跡が発見されています。また、5月26日には、後志総合振興局より羊蹄山山頂から真狩・喜茂別方面にクマが下りたとの情報提供があり、道路の巡回やキャンプ場にはクマ避けの忌避材を設置しました。

今年は例年になくクマに関する情報が多く寄せられており、村では住民の方々の生命にも関わることから、その都度、防災無線で周知を行い、場合によっては近隣住民の方に直接連絡を取り、看板の設置、キャンプ場の利用者の方への周知も行っています。

これから、クマの活動等も本格的になってきますので、住民の皆様への速やかな情報周知を行うとともに、情報や場所によっては警察など関係機関への通報や教育委員会に連絡を行い、児童・生徒の安全確保にも努めてまいります。

今後、出没の状況によりましては、カメラの設置による確認や場合によっては箱わなの設置、また、猟友会のご協力を得ながら対策を講じて、住民の方々が安心して生活できるよう努めてまいります。



教育行政報告

藤澤教育長

新学期 徐々に通常行事を開始！

学校教育

○各学校の状況

新年度を迎え、各学校では人事異動により、校長先生はじめ13名の教職員を本村に迎え、新学期がスタートしています。

その間、新型コロナウイルス感染症対策を施しながら学校運営に努め、特にゴールデンウィーク後の感染状況を懸念していたところですが、児童・生徒たちへのまん延もなく、一安心したところです。

○小学校

5月2日に御保内小学校、5月6日に真狩小

学校で自転車教室が開催され、交通ルールと安全な乗り方の指導が行われました。また、5月6日に御保内小学校で、5月11日には真狩小学校で、災害時を想定した避難訓練が実施されております。

5月17日には御保内小学校で、5月27日には真狩小学校で春の遠足が実施され、5月19日には、御保内・真狩小学校の4年生と真狩高校2年生による小・高連携事業である「大豆学習」が実施され、児童たちは高校生に大豆の植え方を学び、今後は大豆の収穫、豆腐づくりを予定しています。

コロナ禍の中、これまで保護者の人数制限等を設け、開催していた「運動会」ですが、今年度は感染対策を行う中で、来賓へのご案内を限定しながらも保護者や地区の皆様には制限を設けない中で実施することを各学校間で共有し、6月11日に真狩小学校で開催され、6月18日には御保内小学校で開催する予定です。（予定どおり開催しました。）



▲真狩小学校運動会

○中学校

中学校では、4月19日に3年生を対象とした全国学力学習状況調査が実施され、今回は国語・数学にあわせ、理科を加えた調査が行われました。また、同日に小学校6年生の調査も行われました。結果は、集計され次第ご報告します。

5月28日には体育大会が行われ、小学校の運動会同様、保護者の観覧は制限を設けず、三密を防ぐため生徒控室のテントを増やし、個人種目を中心に開催されました。当日は、天候に恵まれ、2種目で校内学年記録が更新されました。

6月7日には、中学校と真狩高校との「中・高連携事業」による、中学校校舎の花壇整備が実施され、高校生の指導を受け、花の植栽を通じた生徒の間の交流を図りました。

6月11日から12日には、全日本少年軟式野球後志大会が開催され、真狩村・京極町・喜茂別町・留寿都村との4町村連合チームが優勝し、7月16日から18日に千歳市で開催される全道大会に出場することが決定しました。また、6月22日からは、中体連が各種目で開催される予定となっており、本校からは、バレーボール、バドミントン、野球の種目に出場しますが、野球においては、留寿都中学校と合同チームでの参加となっています。

○高校

真狩高校では、5月16日から「野菜苗即売会」を開催しましたが、昨年度と同様にコロナ禍の中で生徒の販売を避け、フラワーセンターへ依頼し、村民の皆様へのご提供とさせていただきます。

5月16日から20日にかけて、将来の職業を選択するキャリア教育の重要性を鑑み、3年生を対象としたインターンシップが実施されました。

5月26日には、農業クラブ校内意見発表会が開催され、6月30日に江別市で開催される「南北海道学校農業クラブ意見発表大会」の本校代表が選ばれたところです。

5月28日には、定通体連後志支部大会が開催され、バレーボール、バドミントン、バスケットの種目に出場し、男子バスケットで準優勝、バドミントン男子団体、個人で準優勝し、男子・女子バレーボール部も全道大会に出場することが決定しております。（その後、男子バレーボール部は全国大会出場が決定）



▲中・高連携事業

○いじめ、不登校対策等

いじめ、不登校等につきましては、日頃の目配り、アンケート調査等の実施により実態を把握し、適切な指導により早期発見・早期対応に取り組んでいます。

不登校や困り感のある児童生徒におきまし

ては、教室以外の居場所づくりやオンライン授業を実施するなど児童生徒の状況に適応した、学びを進めています。そのような中で、今年度になり、学校に登校できる生徒や成長過程で見られる心身的な不調などで欠席が多かった生徒も、教室や別室で授業を受けるなど、在席時間などの目標を持ち学校に登校する日が増加している生徒もおり、徐々にではありますが、改善が図られつつあります。

また、公民館で開館している「まっかりクラブ」やカウンセリングルーム「談」の定期的な開館にあわせ、今年度から「まっかりクラブ」において小学生も対象とした開館を始め、さらには、中学生を対象とした「自学学習教室」を設置し、児童・生徒が幅広く利用できる場を提供しております。

○小学校の統合

令和5年3月の御保内小学校の閉校にあたり、地区及び保護者の皆様のご協力を得ながら「御保内小学校閉校行事实行委員会」を4月27日に設置しました。今後においては、閉校事業についての協議・検討を進めてまいります。

あわせて、小学校の統合に向けては、円滑な

統合を目的に、両校の合同学習や参観日、1日単位や数日にわたる合同活動などを実施し、児童・保護者の不安や戸惑いをなくすための学習や活動を進めていきます。現在、毎週火曜日を基本とする中、3・4・5年生において外国語の合同学習を実施し、円滑な統合に向けた取り組みをスタートしたところです。

○小中一貫教育の推進

異学年、異校種との交流は、子どもたちの人間形成を育む上で重要であり、中一ギャップなど様々な問題を抱える中で小学校から中学校への継続した学びがこれまで以上に求められております。

義務教育9年間を見通した系統性・連続性を図り、小中学校間の円滑な接続を目指し、「真狩村小中一貫教育推進協議会」を4月26日に設置させていただきました。

今後においては、基本方針に基づき、小中学校教職員による部会を設置し、それぞれ各部会において協議・検討、研究等を進め、小中一貫教育の実現に向けて、具体的な取り組みを企画・実践してまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

社会教育

5月10日には、令和4年度第1回真狩村文化財保護審議会兼羊蹄ふるさと館運営協議会を、5月31日には真狩村子どもたちの読書活動推進委員会を開催し、委員への委嘱、今年度の事業計画を確認しました。

コロナ禍の中、2年間中止しておりました羊蹄山南こぶ登山ですが、今年度は人数を制限す

る中、登山時における人と人の間隔を保つなどの感染対策を施しながら6月19日の開催に向け、準備を進めています。(雨天により中止となりました。)

第9期真狩村社会教育中期計画が、令和4年度をもって最終年度を迎えます。今年度におきましては、策定委員会を設置し、真狩村総合計画及び真狩村教育目標に基づく、次期中期計画の策定に向け、協議・検討を進めていきます。

振り込め詐欺に注意しましょう！！

振り込め詐欺の被害が依然として後を絶ちません。
怪しい電話などをすぐ信用せず、まずは確認を心がけましょう。



一般質問

1名の議員から1項目の質問がありました。
その内容を要約して紹介します。

今後の感染症対策について

Q コロナが完全に終息しない状況で、感染症対策の緩和が進んでいる。再拡大の可能性もある中、今後の感染症対策について、どのように考えるか。

A 村として今すぐに規制を緩和するのではなく、国・北海道の方針を踏まえつつ、基本的な感染対策をすすめる。



質問 大町議員

令和2年4月7日に初めての緊急事態宣言が出されてから2年が経ち、アフターコロナに向けてマスクの着用や水際対策など感染症対策の緩和が進み、イベント等も少しずつ開

催されつつあるが、新型コロナウイルスは、完全には終息しておらず、再び感染拡大の可能性も考えられる。

今後の感染症対策について、村長の考えを伺う。



答弁 岩原村長

緊急事態宣言は、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づき、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したときに発出されたとされており、北海道においては、令和2年度に1度と、令和3年度には5月・8月の2度発出されている。また、現在に至るまでは、まん延防止等重

点措置集中対策期間など、様々な規制を引きながら感染防止対策に努めてきた。

点措置集中対策期間など、様々な規制を引きながら感染防止対策に努めてきた。

本年は、心配されていたゴールデンウィーク後の感染拡大が予想を下回り、新規感染者が全国的にも減少傾向となり、夏場の熱中症防止の観点から、マスクの着用についても2m以上を目安に、会話がある・なし、また屋外・屋内のケースに応じて、少しずつマスクを外すことが推奨され、特に、2歳児以上就学前の児童に対して、マスクを一律に求めないこととされた。この他、イベントについても5千人未満、かつ収容定数が50%以内であれば、感染防止安全計画の提出を免除し、開催できることとされた。

しかし、村では引き続き普段から三密回避、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底をし、飲食では短時間、深酒をせず、大声を出さない、感染に不安を感じる時はすぐに検査を受けるという3つの行動を実践することを推奨するとともに、ワクチン接種の検討を積極的に促していくこととしている。

また、今まで同様に村施設内で感染者が発生した場合は、庁舎内において対策会議を開催し、情報収集に努めるとともに、保健所関係機関との連携を図りながら、必要に応じて施設閉鎖や運営の中止や室内消毒等の措置を行うこととしているが、いつどこで誰と接触して感染したのかわからない市中感染事例もあるため、臨機応変な対応ができるように、これかも感染対策をしっかり実施していきたい。

質問 大町議員

今緩和されつつあるマスクについて、文部科学省からは就学前の子どものマスクの着用は一切求めないこととするとともに、小学校から高校生の就学時は、屋外、運動時に限らず、プール、屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活と登下校時の際はマスクの着用の必要がないとしているが、まだ登下校時など、マスクを着用したままの子どもたちが多数見受けられる。やはり人混みの都会と大自然の真狩村では、環境や暮らしている人の数も違うので、子



どもたちだけでもマスクについてはもう少し緩和してもよいと考えるが、再度、村長の考えを伺う。

答 弁 岩原村長

国の方針としては、マスクの着用を認めないというようなことではなく、緩和をできるということだと考えている。

文部科学省でも登下校時のマスクの着用を求めないこととしたが、まだ大半がそのまま着用しているということであり、これについて医師会からは屋外でのマスク着用は不要との発言がされたとの報道があったと認識している。

しかし、どこで誰と接触したからというようなことでなくて、知らず知らずのうちに感染する市中感染が多く発生していることも事実である。

今マスクの着用を緩和するというのは、ワクチンの効果もありコロナに対しての恐怖心も薄れてきた中で、村としては国や北海道からの方針もあるが、個々の判断というものが必要と考えている。お子さんを守るのは保護者であり、学校等が緩和したとしても、保護者の判断、それから中学生、高校生になれば個々の判断もあるかと思う。報道等においても、周りの人が外していない中で自分だけ外すことは、難しいとの意見があったと認識している。これについては、徐々に進んでいくということで、今、国や北海道が出しているのはあくまでも方針で、熱中症を防ぐ対策として外してもよいということで、登下校時も会話をしなければ外してもいいという議論で、まだ成熟したものではないと認識している。

これからワクチンの接種回数が増え、接種者が増えてくると、また違う見解にもなるかと考え、今しばらくは個人の判断に任せたいと思う。

質 問 大町議員

村民へコロナの感染者情報の提供について、現在、防災無線では、公民館や学校など村の施設での感染状況は放送されているが、住民に何人感染者がいるかなどは周知していないため、うわさだけがひとり歩きしている状況となっている。例えば、感染者数が村民の1%未満である場合はレベル1、5%未満の場合はレベル2など、村で分かりやすい基準をつくることで、村民一人ひとりがもう少し意識を高めることができるのではないかと。もし国の感染症対策が緩

和されている状態だったとしても、村ではレベル2であることを防災無線で知れば、村民一人ひとりが個々の判断で三密を避けたり、マスクを着用したりなどの、村としての感染症対策ができるかと考えるが、再度、村長の考えを伺う。

答 弁 岩原村長

基本的にコロナウイルスの感染者数は週ごとに7日間の累計数を市町村ごとに北海道からまとめて公表している。また、村独自でのコロナウイルスの警戒レベルの設定については、村内の感染者数が少ない状況でも、隣町でクラスター発生する可能性もあるなど、効果は低いと考える。従って手指消毒、うがい手洗いなどの基本的な感染対策の徹底について、防災無線等を活用して周知していきたい。

質 問 大町議員

水際対策について、アフターコロナに向けて、現在、世界的に緩和が進み、日本でも6月から入国時の検査の免除などの規制緩和の発表がされ、外国人観光客に人気のニセコの宿泊施設の予約数は急速に増加している。2022年度の予約数は、2019年度比で63.3%上昇し、予約の9割を外国人が占めていると報道されている。

そのような中、今後は新型コロナウイルスだけではなく、人類にとって脅威となり得る新種の感染症が広がる可能性があるかと考えるが、その対策について村長の考えを伺う。

答 弁 岩原村長

水際対策については、6月10日から外国人の入国規制等の緩和が始まっており、東京では外国人観光客、更に修学旅行生も増えてきている様子を見ると、改めて人々の移動が増えてきたと感じている。

新型コロナウイルス以外の感染症の水際対策ということで、昨今の世界的な流行が報道されているサル痘などが該当すると思うが、いろいろな感染症が国に応じて入ってくる可能性が考えられ、非常に危険だと感じている。ただし、こちらも感染症対策は法律に基づいてやっていることなので、村として単独で実施することではなく、国において決めたことを、タイミングに応じて村として適切に判断をして周知することに努めていきたい。

審 議 結 果

物価高騰対策交付金等を追加補正 (議案第8号)

6月16日

■報告第1号

令和3年度 真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について

…………… 報告済み

- 社会保障・税番号制度システム整備事業
272万8千円繰越
- 子育て世帯への臨時特別給付金事業
30万円繰越
- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業
1042万7千円繰越

■報告第2号

令和3年度 真狩村簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書について

…………… 報告済み

- 簡易水道事業企業会計移行業務委託
77万3285円繰越

■報告第3号

令和3年度 真狩村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

…………… 報告済み

- 真狩村浄化センター外機器更新事業
3932万円繰越

■報告第4号

令和3年度 真狩村公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について

…………… 報告済み

- 公共下水道事業企業会計移行業務委託
45万6337円繰越

■同意第1号

真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任について …………… 選任同意

- 住所 真狩村字加野308番地
- 氏名 三野 一則 氏
- (再任, 任期 令和4年7月28日～3年間)

■議案第1号

真狩村税条例等の一部改正について

…………… 原案可決

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正で、主な改正事項は、住民税の住宅ローン控除の提供期限の延長、固定資産税(土地)の負担調整措置等の改正を行うものです。

■議案第2号

真狩村国民健康保険税条例の一部改正について …………… 原案可決

新型コロナウイルス感染症により収入が減少し、要件に該当する国保世帯に対し国保税の減免期間を延長する改正を行うものです。

■議案第3号

真狩村フラワーセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

…………… 原案可決

リニューアルにあわせ、設置目的から花きの生産振興の記載を削除し、開館時間を公衆トイレのみ通年24時間開館するなどの関連条文の改正をするものです。

■議案第4号

後志南部地区地域資源循環管理施設(土壌改良資材製造施設)の設置及び管理に関する条例の一部改正について …………… 原案可決

機器の修理費用及び一般廃棄物処理費の費用の増加に伴う利用料金の改定により、関連条文の改正をするものです。

■議案第5号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について …………… 原案可決

■議案第6号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について …………… 原案可決

■議案第7号

北海道市町村総合事務組合規約の変更につ

いて …………… 原案可決
議案第5号から議案第7号については、構成団体の新規加入に伴い、規約の一部を変更するものです。

■議案第8号

令和4年度 真狩村一般会計補正予算(第2号) …………… 原案可決
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4969万5千円をはじめ、国・道からの各種補助金等を主な財源として、物価高騰緊急対策補助金関係2937万5千円追加、子育て世帯生活支援特別給付金関係360万2千円追加、細川たかし後援会補助金(細川たかしギャラリー整備)253万6千円追加、コテージ改修ほか416万6千円追加、臨時管理栄養士人件費157万5千円追加、新型コロナワクチン接種委託264万4千円追加、公営住宅屋上雪庇防止柵修繕工事168万1千円追加、公用車購入165万円追加など、合計6660万円を追加し、予算の総額を26億6149万4千円とするものです。

◆議案8号は、討論がありました。

討論の後、賛成者の起立によって採決を行い、起立者多数で可決されました。

【反対討論】 大町議員

ただいまの一般会計補正予算に反対します。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い方として、まだはっきりしていない新しい施設に使うのではなく、既存の施設や公園に活用するべきだと考えます。例えば、フラワーセンターなら、セルフレジの導入をする、公園なら、まっかり保育所前のマヌカンピス広場の白い滑り台補修など、他にも河川公園のモニュメントに続く遊歩道の破損した照明など、アフターコロナに向けて修繕しなくてはならない村の施設がいろいろあると考えます。

【賛成討論】 陰能議員

私は本件に対し、賛成の立場から討論します。今回の事業は指定管理者の変更に係る引継ぎとしての予算の措置だと聞いています。また、本件の執行にかける村長の気持ち、考えも伺っており、具体的な話は今後また協議した中で決めていければと考えます。また、先般の議論の中でも計画が抽象的すぎるとの意見もありましたが、まずは、新しい指定管理者での船出ということで、今回は認めるべきだと私は考えます。

■議案第9号

令和4年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) …………… 原案可決
保険証の封入封かん手数料など12万円を追加し、予算の総額を3287万8千円とするものです。

■議案第10号

令和4年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) …………… 原案可決
消費税の修正申告に伴い34万2千円を追加し、予算の総額を2億1099万4千円とするものです。

■議案第11号

令和4年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) …………… 原案可決
職員の人事異動に伴い職員手当34万8千円、公共ます新設工事82万5千円を追加し、予算の総額を1億2375万7千円とするものです。

■議案第12号

財産の無償譲渡について …………… 原案可決

○財産の種類

土地 真狩村字社23番地2 原野 5520㎡
真狩村字社23番地47 原野 5071㎡

○譲渡の相手

虻田郡倶知安町北3条東2丁目
瀬尾建設工業株式会社
代表取締役社長 瀬尾 孝志

○無償譲渡する理由

民間事業者の活力を利用した住環境の整備と移住・定住促進を目的とした分譲宅地の造成を図る。

意見書

次の意見書を可決し、関係機関に提出しました。なお、要旨は要約してあります。

○意見書の件名

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林

水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

○要旨

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、次の施策を講ずるよう要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

○意見書の件名

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書

○提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

○要旨

食料の安定供給と農業の持続的発展のため、次の施策を講ずるよう要望する。

記

- 1 世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の速やかな実施とともに、現場の経営悪化の状況も踏まえ継続的な対策として拡充・強化すること。
- 2 食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算確保を図ること。

○意見書の件名

2022年度北海道最低賃金改正等に関する

意見書

○提出先

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長

○要旨

ワーキングプアの解消を図り、北海道経済の停滞を招かないよう、次の施策を講ずるよう要望する。

記

- 1 「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自立的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1042円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

○意見書の件名

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

○提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

○要旨

文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.52%、北海道においては全国で8番目に高い18.30%となっており、依然として厳しい実態にある。また教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、「奨学金制度」を利用せざる得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就

学を断念する子どもが増加しており、就学援助制度、奨学金制度、高校授業料無償化制度を拡充させていく必要がある。

こうしたことから、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現などについて要望する。

○意見書の件名

地方財政の充実・強化に関する意見書

○提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

○要旨

現在、地方公共団体には、急激な少子高

齢化の進展に伴う社会保障制度の整備、人口減少かにおける地域活性化対策、脱炭素を目指した環境対策、行政のデジタル化の推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。さらに新型コロナウイルス、大規模災害への対応も迫られているが、これらの公的サービスを担う人材は不足している。

政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分に対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう要望する。

令和4年 第3回臨時村議会

令和4年第3回臨時村議会は5月12日に招集され、会期を1日間と決めた後、一般会計補正予算1件、工事請負契約の締結1件を審議し、全て原案のとおり可決し閉会しました。

審議結果

■議案第1号

令和4年度 真狩村一般会計補正予算（第1号）…………… 原案可決

真狩フラワーセンター改装支援事業補助金240万円追加し、予算の総額を25億9489万4千円とするものです。

■議案第2号

工事請負契約の締結について

……………原案可決

○契約の目的 配水管布設替工事

○契約の方法 指名競争入札

○契約金額 5742万円

○契約の相手方

真狩村字真狩87番地

横山建設株式会社

代表取締役 横山 喜貞



総務産業常任委員会

所管事務調査

6月8日に委員会を開催し、次の事項について担当課より説明を受け、調査を行いました。

(1) 地方創生について

【調査の概要】

次の8点について説明された。

1) 第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の進捗状況について

第2期総合戦略において、令和6年の村の人口おおむね2千人維持に向け、4つの基本目標を掲げる中で進めているが、現在は2千人を割っている状況にある。今後も2千人維持に向け取組を進めていく。

2) 社地区での分譲地造成について

3月25日に社地区で説明会を開催して意見をいただいている。5月18日に評価審査(プロポーザル方式)を行い、2社の応募があり、審査結果として瀬尾建設工業に内定した。今後は、財産の無償譲渡の議決を得た後に着工となり、竣工の後に分筆登記を行い、その後、整備(分譲)内容をもとに譲渡内容を修正することとなる。なお、分譲計画は業者の計画に村からの要望等を加え決定する。

3) 北海道共済住宅の買入れについて

5月18日に北海道へ正式に買受要望書を提出しており、7月末までには購入できるよう進めている。事業費はおおよそ9300万円となり、財源について、交付金の対象とならなくなったため、地方債と一般財源で賄うこととなった。

なお、地方債を利用するためには購入年と同じ年度に改修工事を実施しなければならないため、7月の購入、12月までの工事終了を目指している。

家賃は月額6万円とする予定だが、移住・定住対策として割引なども考えて村に移り住んでもらいやすい環境を整えていきたい。

4) 細川たかしギャラリーの設置について

フラワーセンターのリニューアルに伴い売場面積の確保のため、細川たかしコーナーの移設の打診を受けており、細川たかし音楽事務所、後援会真狩支部と協議を重ね、村の中心地にある交流プラザに移設することとした。

本件にあたっての照明の改修、看板等の設置については、後援会が実施して村から補助をしたい。

5) 原油価格・物価高騰対応緊急対応給付金支給事業について

物価の高騰による住民生活の負担軽減を図るため、7月1日現在の住民登録者を対象に3万円/世帯の給付事業を実施したい。

6) 協賛イベントについて

昨年までは実施されなかったイベントが、少しずつではあるが実施されるようになってきている。

・ニセコ羊蹄一周ファンライド

(6月11日)

・北海道トライアスロン (8月28日)

・ツール・ド・北海道2022

(9月10日～11日)

7) 令和3年度における地方創生関連事業の状況について

令和3年度の研修センター(シェアハウス)は、73.3%の稼働率となり前年度より向上している。マッチングプランでは、実人数8人、15.4%の利用となった。

令和3年度の民間賃貸共同住宅等建設事業は1件の参加があった。

令和3年度のご当地特産品開発支援事業は1件で、20万円の支出があった。今後、ふるさと納税の返礼品での扱いも進めていきたい。

令和3年度創業支援事業は、年度内の申請はなかったが、継続して相談を受け

ていた事業があり、4年度の申請に向けて進めている。

また、創業支援事業に乗らない事業で3件ほど創業された。

結婚新生活支援事業については、4件の申請があった。

ひかり団地分譲事業は全区画が契約済みとなっている。

8) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

約4900万円を6月定例議会で追加補正し、フラワーセンター、コテージ、細川たかしギャラリーの改修費、観光PRカードの作成、コロナ対策用物品購入及び物価高騰対策交付金などに充てる。残額の約830万円は今後使途の検討を行う。

【主な意見等】

2) 社地区での分譲地造成について

Q 陰能委員

分譲地の堆雪スペース等の確保及び北側に隣接する村道北8線等の整備について、どのように考えているか。

A 西田企画情報課長

近隣の土地の所有者と協議を進めており、そちらに堆雪させて頂きたいと考えている。また、村道北8線の改修については、本年度測量等の調査を行い、令和5年度に全線とはいれないが、改修工事を行いたいと考えている。

4) 細川たかしギャラリーの設置について

Q 久保田委員

これまでの説明では、村内の公共施設での分散展示を検討するということがあったと思うが、この度交流プラザ1か所にまとめて設置することで、かなりの部分を占有することとなると思うが、これまで開催していたイベントなどには影響は出ないか。

A 西田企画情報課長

細川たかし音楽事務所等も含めた関係機関との協議を重ね、できることなら1か所にしてほしいとの意向があり、指定管理者の商工会の理解も得ている。ただし、すべてを1か所に展示できるかなどの課題もあるため、その際はふるさと館などの施設への分割展示も含めて検討を進めていきたい。

5) 原油価格・物価高騰対応緊急対応給付金支給事業について

Q 佐伯委員

1世帯当たり3万円の給付という金額だが、それ以上に物価高騰の影響があると思う。もっと住民の負担軽減を図る施策を考えてほしい。

A 西田企画情報課長

今回の交付金についてはあくまでも原油価格・物価高騰に対する支援ということで、国費を活用するとともに、金額についても交付金の規定範囲内で村が支出できる額として3万円としている。

(2) 真狩フラワーセンターについて

【調査の概要】

次の4点について、説明された。

1) (株)真狩フラワー振興公社令和3年度決算について

営業収益は前年比4%増であったが営業費用も同様に増となったため、実質3%の減となった。また、営業外収益についても2年度まで支給を受けていた持続化給付金相当分の約200万円の減となり、

当期純利益は73万8265円の純損失となった。

2) (株)真狩フラワー振興公社の清算について

清算内容は、現金換算後の資産として800万円を見込んでおり、そこから当期までの流動負債の合計額約340万円と清算事務経費、租税公課費及び村からの貸付金である固定負債額1750万円を差し引いた1334万8377円の債務超過を見込んでいる。また、この他に出資金4050

万円があるが、会社法上そのまま返すことができず、債務をすべて弁済した後の残余財産がある場合に株式の保有割合に応じて配当することができるかとされているが、債務超過している状況にあるので回収の目途が立たない状況である。

清算事務については、4月1日付で解散登記申請、同月12日に官報解散広告依頼を行い26日に掲載されたので、2か月後の6月27日に債務の確定となる。その後には債務の弁済、債権放棄議案の提出となる。

3) 真狩フラワーセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

リニューアルにあわせ、設置目的から花きの生産振興などについての記載を除くとともに、開館時間等について公衆トイレを分け、通年24時間開館する改正を行うこととした。

4) 真狩フラワーセンター改修支援事業について

5月補正に引き続き、指定管理事業者の変更に伴う支援として、円形ハウスを村民が集える休憩スペースとして改修するための費用について補助をしていきたい。本計画は指定管理事業者が全国にある類似施設を参考として案を提出したものであり、主な内容として屋根部分のフィルム張替・換気システムの改良、ハウス内の区画整理（ウッドチップ）、暖房・空調備品の購入などで、合計1007万円を補助したい。財源についてはコロナ対策交付金を充当する。

【主な意見等】

2) (株)真狩フラワー振興公社の清算について

Q 陰能委員

流動資産、流動負債についてはおおむね決算書(貸借対照表)の数値が使われているが、固定資産の見込額は0円となっている。現金換算が難しいということは理解するが、車両運搬具などは若干でも値が付くのではないか。

A 西田企画情報課長

車両だけでなく、その他の備品等も含め、改めて精査、検討をする。

4) 真狩フラワーセンター改修支援事業について

Q 陰能委員

フラワーセンターの改修に係る補助金について、指定管理者の変更、引継ぎに伴うものとして、今回で一区切りと考えてよいか。

A 西田企画情報課長

村としても引継ぎに関する補助としてはこれが最後と考えている。ただし、今後、施設の老朽化等に係る改修などが必要となった際は改めて相談させてもらいたい。

Q 佐伯委員

円形ハウスの改修計画の内容について、住民が集える場所としてはセンターハウスから離れていて、冬期間などの利用についても安全面、管理面などにも課題がある。また、指定管理事業者が変更となって2か月しか経過しておらず、まだまだ試行錯誤の段階で、動線、商品の陳列、地元商品が少ないなどの問題もある中、円形ハウスの改修などを進めるのは時期尚早ではないか。

A 西田企画情報課長

本施設は建築確認申請の対象施設でなく、販売等も行うことができない農業用のハウスとしての建物であって、構造を変えない中では休憩所またはイートインスペース等としての利用しかできない施設であり、本計画は指定管理事業者において有効活用を図るための提案がされたものであるが、設備の配置等について改めて指定管理事業者との協議を重ね決定していきたい。

A 岩原村長

村もこれまでも、子育て世帯から天候に左右されずに集える場所を整備してほしいとの要望もあったため、早期に改修を行い

たいと考えている。また、今後は遊具の設置についても考えていきたい。



▲フラワーセンター 円形ハウス



▲ガラスハウス

(3) 学校教育について

【調査の概要】

次の5点について、説明された。

1) 令和4年度各学校の児童・生徒数について

本年度各学校の児童生徒数は、真狩小学校72名、御保内小学校11名、真狩中学校49名、真狩高校66名となった。高校の入学生が減少傾向となっている。

2) 自学学習教室の開館(公民館開放事業)

子どもたちの主体的な学習習慣定着を目的として、中学生を対象として、週1回程度実施しており、これまで1回あたり2名程度の参加がある。今後、長期休業中においては小学生も対象に加えたい。

3) いじめ・不登校等への対応

①学校の対応

日頃からの目配りを通じ、学校生活での変化をいち早く察知し、子どもたち及び保護者との相談などにより、早期発見、対応を図るよう努めている。

また、中学校においては、担任によるオンライン授業を週1回実施しており、毎回ではないが対象者全員の参加があった。

②真狩村教育支援センター(まっかりクラブ)について

まっかりクラブについては、本年度から対象を小学生まで拡大しており、実績としては、これまでの利用者に加え、新たに登録された中学生にあわせ

小学生の利用もあった。

③教育相談(カウンセリングルーム「談」)について

隔週(月2回程度)で開館しており、子育てに関する保護者又は親子での相談、さらに子どもたちの学習の場としても利用されており、複数名の利用があった。

④登校しぶり、長期にわたる病気欠席の児童生徒の状況

これまで不登校であった生徒が、徐々にではあるが登校日数が増加するなど全体的には改善がみられる一方、これまで遅刻、早退はあったものの登校できていた生徒が休みがちになったというケースもある。今後も各種支援を継続して早期の改善を図る。

4) 小学校の統合に向けた対応

本年度は、令和5年度からの統合に向け、児童、保護者の不安や戸惑いをなくし、円滑な学校生活が送れるよう、合同学習、宿泊研修の合同実施など交流、連携を深める。

5) 小中一貫教育に向けた取組

4月26日に真狩村小中一貫教育推進協議会を設置し、令和4年度～5年度は小中一貫教育についての調査、研究を行うとともに6年度までの間に小中連携事業の拡充による小中一貫試行・実施を経て7年度からのスタートを目指したい。

なお、当面の間については小中分離型

での小中一貫教育を進め、中学校の大規模改修時期までに一体型もしくは併設型とするかを検討する。

【主な意見等】

3) いじめ・不登校等への対応

Q 陰能委員

これまでのいじめ・不登校だけではなく、コロナ禍などにおける登校しぶりや長期病欠などというものが増えてきて、残念ながらこれらを完全に無くすということは難しいことだと思うが、情報収集等を行うなどして、適切な対応をしていってほしい。

A 釜野教育次長

不登校等に至った要因を分析し、各種支援施策の利用を促すなど総体的に対策を進めていきたい。

5) 小中一貫教育に向けた取組

Q 大町委員

当面の間、分離型とするとのことであったが、内容的には併設型に近づける方向で進めていくのか。

A 釜野教育次長

中学校の大規模改修までは分離・併設という形の中で小中一貫教育の取組みを進めたい。

◎ 閉会中の所管事務調査申出事項

令和4年第2回真狩村議会定例会において、総務産業常任委員会は、閉会中の所管事務調査事項について次のとおり申出することに決定した。

- (1) 地方創生について（企画情報課）
- (2) 真狩フラワーセンターについて
（企画情報課）
- (3) 除雪事業について（建設課）
- (4) 学校教育について（教育委員会）



村政はあなたのために… 議会を傍聴しましょう!!

- 村議会定例会は、年4回(3・6・9・12月)開きます。
- 村議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。



お気軽においでください!!

※真狩村議会は、「飲酒運転根絶宣言」を決議しています!

議 会 活 動

向井忠幸議長、福田恵子議員に北海道町村議会議長会自治功労者表彰

去る6月14日に開催されました北海道町村議会議長会定期総会において、向井忠幸議長と福田恵子議員へ議員15年以上の功績に対し自治功労者表彰を受賞され、向井議長は同定期総会で授与され、福田議員には第2回定例会（6月16日）開会前に向井議長より伝達されました。



議 会 日 誌

令和4年4月26日～令和4年7月5日

- 令和4年
4月
26日 真狩フラワーセンター内覧会
(各議員出席)
- 5月
9日 後志総合開発期成会定期総会
(ニセコ町：向井議長出席)
12日 令和4年第3回臨時村議会
17日 羊蹄山ろく消防組合議会臨時会
(倶知安町：安藤議員・大町議員出席)
18日 商工会総会 (向井議長出席)
30日 町村議会議長・副議長研修会
(東京都：佐伯副議長出席)
- 6月
8日 総務産業常任委員会
10日 羊蹄山ろく消防組合真狩消防団消防演
(向井議長・安藤議員出席)
14日 後志町村議会議長会臨時総会
(札幌市：向井議長出席)
北海道町村議会議長会第73回定期
総会 (札幌市：向井議長出席)
羊蹄山麓町村議会正副議長会臨時総
会
(札幌市：向井議長・佐伯副議長 出席)

- 16日 令和4年第2回定例村議会
17日 衆議院議員中村裕之政経セミナー
(小樽市：向井議長出席)
19日 羊蹄山南登山口山開き安全祈願祭・
金刀比羅宮例祭 (向井議長出席)
27日 「君の椅子」4村合同贈呈式
(向井議長・佐伯副議長出席)
28日 羊蹄山ろく消防組合議会臨時会
(倶知安町：安藤議員・大町議員出席)
- 7月
5日 まっかり産業祭り実行委員会役員会
(向井議長出席)

寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を送
ることは、公職選挙法で禁止されており、
有権者が求めてもいけません。
ご理解をお願いします。

編 集 後 記

先日、55歳の誕生日を機に、心臓と脳の検査を受けて参りました。診療所で予約をしておいて札幌まで行き、医療機関で受付をしますと、次から次へと流れ作業のように2時間の検査を受けまして、結果は地元で教えてもらうというものでした。

結果は急を要するものではなく、安堵しているところでございます。お医者様がパソコンの画面で立体的に映し出された私の心臓と血管を示しながら説明していただく様子は、両親の時のパラパラX線写真とは隔世の感があり、月日の流れと医学の進歩に驚いているところであります。

このように、当村に住みながら都会並みの医療が受けられる現在の仕組みは、率直に申し上げて

ありがたいと思っております。富田両先生におかれましては、今後ともご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回の議会だよりでは、第2回定例会を中心に編集しております。性質上、なかなかリアルタイムとは参りませんが、ご一読いただき、議会の様子を感じ取っていただければ幸いです。

(陰能)

発行責任者

議 長／向井 忠幸

広報編集委員会

委 員 長／佐伯 秀範・副委員長／陰能 裕一
委 員／久保田伸一・委 員／大町 徹